

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 2 7 日
契 約 業 者 名	(株) 竹中道路
契 約 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 - 3 - 3 竹中セントラルビルサウス
工 事 の 名 称	R 5 国道 2 0 号 B P 改良舗装工事
工 事 場 所	東京都日野市川辺堀之内～東京都八王子市南浅川町
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	(1)道路改良【大船寺田地区】 現地調査の結果、現況排水及び照明設備が本工事で施工する切回し道路の範囲内にあり支障となるため、構造物取壊し工、排水構造物撤去工、道路照明設備撤去工、運搬処理工を増工する。上記、構造物撤去工にて撤去した排水設備・道路照明設備について、道路切回し後の歩道側へ設置する必要があるため、作業土工、側溝工、管渠工、集水枥・マンホール工、道路照明設備設置工、照明灯基礎設置工、配管・配線工を増工する。道路切回し施工箇所と鋼矢板打設箇所が重複しており、隣接工事との関係から道路切回しを優先して施工する必要があるため、土留・仮締切工を減工する。 (2)道路改良【館地区】 舗装工・排水構造物工・仮設工について、車線減少規制を行いながらの施工となるが、地元調整の結果、昼間の車線規制は交通渋滞となるため、夜間施工に変更し増工する。 (3)道路改良【東豊田地区】 警察協議において、暫定供用時の安全性の観点から置き式ガードレール設置の必要が生じたため、路側防護柵工を追加する。
工 期 (自)	令和 5 年 1 2 月 2 0 日
工 期 (至)	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 4 0 , 5 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 4 8 , 9 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 8 9 , 5 1 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	【道路改良(大船寺田地区)】現地調査及び関係機関と協議の結果、アスファルト舗装工について数量精査(増)する。現地調査の結果、作業箇所の安全を確保するため、防止柵や路側防護柵を設置する防護柵工を追加する。関係機関と協議の結果、道路の切回しに伴い支障となる通信設備の移設を行ったため、道路付属施設工を追加する。関係機関と協議の結果、道路の切回しに伴い、道路照明の移設を行ったため、作業土工、道路照明設備設置工、配管・配線工について数量精査(増)する。関係機関と協議の結果、道路の切回しに伴い支障となる既設構造物の撤去を行ったため、防護柵撤去工、構造物取壊し工、道路照明設備撤去工、運搬処理工について数量精査(増)し、小型標識撤去工を増工する。受注者と協議し工程を精査した結果、道路の切回しに合わせ仮橋・仮栈橋の設置及び撤去を行ったため、仮橋・仮栈橋工、仮橋・仮栈橋撤去工、仮設材を増工する。また、警察協議の結果、交通管理工について数量精査(増)する。【道路改良(東豊田地区)】受注者と協議し、工程を精査した結果、軽量盛土及び防護柵の設置を別途工事としたため、軽量盛土工を減工する。